

お客様各位

平素は紀北信用金庫をご利用いただきまことにありがとうございます。  
ます。

当庫では、令和2年4月1日に施行される民法の改正への対応のため、特定口座約款を令和2年3月1日より下記の通り改訂いたします。

ご了承願います。

※赤色アンダーラインが改訂箇所

#### 現行特定口座約款

第1条～第4条（省 略）

（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当金庫は申込者の特定保管勘定において次の上場株式等のみを受け入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当金庫の都合により特定保管勘定に受入れをしないことがあります。

①～④（省 略）

第6条～第20条（省 略）

（約款の変更）

第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

【附 則】（省 略）

（平成27年10月 制定）

#### 改訂後特定口座約款

第1条～第4条（同 左）

（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第5条 当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上場株式等のみを受け入れます。（以下削除）

①～④（同 左）

第6条～第20条（同 左）

（約款の変更）

第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭掲示、金庫ホームページに掲載その他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

【附 則】（省 略）

（平成27年10月 制定）

（令和2年3月1日改訂）